

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例 解説

(目的)

第1条 この条例は、東浦町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し、必要な事項を定めることにより、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

※解説は省略

(議員の責務)

第2条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表者であり、その役割及び責任を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

※解説は省略

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に扱わせるよう措置すること。
- (3) 町が行う委託及び請負の契約に関し、特定の企業、個人、団体等に対し、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 町の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員（以下これらを「職員」という。））の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けないこと。
- (5) 職員の採用、昇給、異動等の人事に関し、不当に関与しないこと。
- (6) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信又は発言を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、ひぼう中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (7) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。
- (9) 町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしないこと。

【解説】

本条は、東浦町議会議員が遵守しなければならない事項を、政治倫理基準として、具体的に規定しています。

- (1) 不正を疑われるような金品のやりとりや飲食のもてなし、また、これらに類似するような行為を行わないことを定めています。

具体的には、金銭、お中元、お歳暮、金券、電子マネー、接待などを想定しています。

- (2) 政治的・道義的な批判を受けるおそれのある寄附の受領を行わないことを定めています。

※寄附の禁止、制限について（公職選挙法・政治資金規正法）

議員は、その選挙区内の者に対し寄附をすることは禁止されています。また、反対にその選挙区内の議員に対して、寄附を勧誘することや要求することも禁止されています。（参考：公職選挙法第 199 条、第 200 条）その他に公職選挙法第で禁止されている寄附については、

ア 議員が役職員や構成員である法人や団体が、その選挙区内の者に対し、議員の氏名を示してする寄附や、氏名が類推されるような方法でする寄附

イ 特定の議員や議員の候補者の後援団体が、その団体の設立目的で行う行事や事業に関する寄附以外の寄附

などがあります。また、政治団体に対する寄附や、議員の政治活動に関してされる寄附については、政治資金規正法で制限がされています。

- (3) 町が行う委託及び請負の契約に関し、特定の企業、個人、団体等に対し、有利又は不利な取り計らいをしないことを定めています。

具体的には、いわゆる「口利き」を行わないことを定めています。

- (4) 東浦町の職員の公正な職務執行を妨げること、また、東浦町の職員が持つ権限や影響力を不正に行使するように働きかけないことを定めています。

具体的には、東浦町の職員が職務として行う、許認可、指定管理者の指定、請負等の契約及び補助金等の交付決定、事業内容や施行の順番等に関して、自己や特定の者に有利または不利となるような、職員への働きかけです。

- (5) 東浦町の職員の採用候補者試験や昇給、昇格、人事異動に関して、紹介や介入、圧力をかける行為などを行わないことを定めています。

- (6) SNS等のウェブサイトにおいて情報発信を行う際には、確かな事実に基づき行い、他人の名誉を毀損し、人格を損なわせてはならないことを定めています。また、第三者に働きかけて、同様の行為をさせないことを規定しています。

SNS等は、気軽さゆえに、本人にその気がなくとも、結果的に個人を攻撃することになったり、正確ではない情報を発信してしまったりするおそれもあります。議員は、自身の影響力の大きさや、公職にある者としての自覚を常に持ち続け、SNSをはじめ、あらゆる情報発信を行う際には十分に注意する必要があります。

- (7) パワーハラスメント等、地位を不当に利用した嫌がらせ行為や、他者に精神的、身体的な苦痛を与える行為等をしないことを定めています。また、ハラスメント全般、その他差別的な行為等の人権を侵害するおそれのある行為をしないことを規定しています。

近年、ハラスメントについては様々な場面で問題視され、その防止と対策に

については、公務の職場をはじめ多くの企業で取組が行われてきています。全国の議会においても、パワハラ、セクハラ、マタハラ、さらには票ハラなど、様々なハラスメントが問題となっています。東浦町議会は、令和3年に議会としてハラスメント研修を受講したところであり、規定したものです。

(8) 議員の職務や立場により知り得た情報を、本来の目的以外の目的で使用してはいけないことを規定しています。

(9) 町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないことを規定しています。

議員は、補助金の使途や妥当性をチェックする側の立場であり、適正な予算、決算の議案審議を行うため規定したものです。

また、議会選出の監査委員になった場合、監査の際に、当該監査委員が役員をしている団体に対して、適切な監査ができるのかという懸念があるため規定したものです。

(10) 上記(1)から(9)までに定めるもののほか、法令に違反する行為をしないことを規定したものです。

法令とは、**法律**、政令・府省令その他国の機関が定めた命令・告示を含むが、訓令・通達等は含まないものです。

また、本町の条例及び規則(規程を含む。)並びに本町の機関がその職務を執行するために定める基準をいうものであり、規定(規程を含む。)とは、町長の制定する規則及び訓令並びに各行政委員会が定める地方自治法第138条の4第2項の規則その他規程をいうものです。

本町の機関がその職務を執行するために定める基準とは、本町の内部的な規範である要綱、要領等をいうものでありますが、東浦町議会における先例集は含まれないものです。

(政治倫理外部員)

第4条 議長は、前条各号に定める政治倫理基準に違反する疑いのある行為に適切に対処するため、政治倫理外部員の第4項各号に掲げる役務の提供を受けることを目的とする契約(以下「政治倫理外部員契約」という。)を締結しなければならない。

2 政治倫理外部員契約を締結できる者は、弁護士の資格を有する者とする。

3 政治倫理外部員契約の期間は、3年とする。ただし、政治倫理外部員契約は、更新することができる。

4 政治倫理外部員契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある政治倫理外部員は、次に掲げる職務に従事する。

(1) 審査請求の受付に関すること。

(2) 審査請求に係る事案(以下「審査事案」という。)の請求理由を記載した文書及びこれを証する資料(以下「文書等」という。)並びに具体的な内容に関して助言を行うこと。

- (3) 審査事案の審査結果及び講ずる措置の通知に関して助言を行うこと。
- (4) 議長の措置に関して助言を行うこと。
- (5) 審査結果等の公表に関して助言を行うこと。
- 5 政治倫理外部員は、この条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この条例の目的を達成するために必要な事項について、議長に対し意見を述べることができる。
- 6 政治倫理外部員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

【解説】

本条は、政治倫理外部員についての規定を定めたものです。

議長の行為として、政治倫理外部員との契約締結がありますが、契約者については、地方自治法に基づき、自治体の行政事務を管理する責任者である首長となります。

(審査請求)

第5条 次に掲げる者は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、議長又は政治倫理外部員に対し、文書等により審査請求をすることができる。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者（審査請求するときにおいて、東浦町の選挙人名簿に登録されている者に限る。）
 - (2) 職員
 - (3) 当該審査請求日前1年以内に職員であった者
- 2 審査請求は、氏名及び住所を明らかにして行わなければならない。
 - 3 政治倫理外部員は、審査請求を受けたときは、審査請求を受けた日から14日以内に当該審査請求の文書等を議長に送付するものとする。
 - 4 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の文書等の形式を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて審査請求者に対し、その補正を求めることができる。
 - 5 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。
 - (1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。
 - (2) 審査請求者が前項の規定による補正の求めに応じないとき。

【解説】

本条は、審査請求をすることができる規定を定めたものです。

議員が第3条各号に規定する政治倫理基準に違反する疑いのあると認められるときは、議長又は政治倫理外部員に審査請求することができる規定を定めています。

旧の条例では、議長に対してのみ審査請求できる規定となっていました。新たに政治倫理外部員にも審査請求できる規定としたものです。

- (1) 文書等については、書類（電子記録含む）、映像記録、音声記録、会議録等とし

ています。

（条例施行規程第2条：条例第5条第1項の規定による請求は、政治倫理審査請求書（様式第1）によるものとする。）

- （2）補正については、審査請求があった場合、文書等について、要件を満たしているか確認を行います。不備があった場合は、不備の内容により、相当な期間を設けて請求代表者に対して補正を求めます。

（条例施行規程第3条第2項：条例第5条第4項に規定する相当の期間は、補正を求めた日の翌日から起算して14日を超えない期間とする。）

- （3）却下については、審査請求をすることができない者によって行われたとき、また、審査請求者が補正の求めに応じないときは、審査請求が却下されます。また、その際には、審査請求者に対して通知することを規定しています。

（条例施行規程第4条：条例第5条第5項の規定による審査請求の却下は、審査請求却下通知書（様式第2）により行うものとする。）

（政治倫理審査会の設置等）

第6条 議長は、審査請求が適当であると認められるときは、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査事案の審査を付託するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに審査請求者及び審査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 審査会は、委員9人以内をもって組織する。

- 4 委員は、次に掲げる者につき議長が委嘱し、又は指名する。

（1）弁護士の資格を有する者

（2）議員 8人以内

- 5 前項の規定にかかわらず、対象議員及び審査請求をした議員は、委員になることができない。

- 6 審査会に会長及び副会長を置く。

- 7 会長は第4項第1号に規定する者とし、副会長は委員の中から互選する。

- 8 会長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 9 第4項第2号に規定する議員の任期は、第9条の規定による審査結果の報告が終了した日とする。

- 10 議員は、前項の規定にかかわらず、議員の職を失ったときは、委員の職を失う。

- 11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

- 12 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

【解説】

本条は、審査会の設置等に関する事項を規定しています。

旧の条例では、審査会は議員のみが委員となっていました。弁護士の資格を有す

る者を委員長とすることで、議員のみの構成とならない規定としています。
また、委員は、議長が公正を期して指名します。

(審査会の会議)

第7条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、第3条各号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。

2 審査会は、政治倫理基準に違反する事実があったと認めるときは、次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を述べなければならない。

(1) 議長による口頭注意

(2) 文書による厳重注意

(3) 本会議における謝罪文の朗読勧告

(4) 議員辞職勧告

3 審査会による審査事案の審査決定は、委員の3分の2以上の者が出席し、その出席した委員の4分の3以上の者の同意がなければならない。

4 審査会は、対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。

5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に関係する者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

6 審査会は、対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めなければならない。

7 その他審査会の審査及び運営に関する事項は、東浦町議会委員会条例（昭和46年東浦町条例第29号）及び東浦町議会会議規則（昭和46年東浦町議会規則第2号）の規定の例による。

【解説】

本条は、審査会の会議等を規定しています。

会議は、審査請求者の保護及び審査事案に関係する者の保護等の観点から、非公開としています。

(議員の協力義務)

第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して、意見を述べなければならない。

※解説は省略

(審査結果の報告)

第9条 審査会による審査が終了したときは、会長は、速やかに審査結果を議長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、審査会が審査事案の審査の付託を受けた日から90日以内に行うよう努めるものとする。

※解説は省略

(措置の決定)

第10条 議長は、前条第1項の規定による報告（審査会が第3条各号の政治倫理基準に違反する事実があったと認めるときに限る。）を受けたときは、速やかに、議会の議決を経て、講ずる措置を決定しなければならない。

※解説は省略

(措置内容の通知等)

第11条 議長は、審査請求者及び対象議員に対し、速やかに審査結果及び講ずる措置を通知しなければならない。

2 対象議員は、前項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、審査結果及び講じられる措置を尊重しなければならない。

3 対象議員は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、議長に対し、意見書を提出することができる。

※解説は省略

(議長の措置)

第12条 議長は、対象議員に対して、速やかに第10条の規定により議決された措置を講じなければならない。

2 議長は、審査会から第7条第6項に規定する所要の措置を求められたときは、対象議員の名誉回復に必要な措置を講じなければならない。

※解説は省略

(審査結果等の公表)

第13条 議長は、前条第1項に規定する措置を講じたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(1) 対象議員の氏名

(2) 審査請求の理由

(3) 審査結果

(4) 審査会の意見の内容

(5) 意見書の提出があったときは、意見書又はその概要

(6) 措置の内容

2 前項に規定する公表の方法は、東浦町ホームページ及び東浦町議会広報紙に掲載する方法により行う。

【解説】

本条は、審査結果等の公表の規定をしています。

議長は、第12条第1項に規定する措置を講じたときは、速やかに、(1)から(6)までに掲げる事項を公表しなければなりません。

ただし、審査請求者及び審査事案に係る者等の事情を考慮するため、特別な事情がある場合は、この限りではありません。

(議長の職務の代行)

第 14 条 議長が対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長がともに対象議員となったときは年長の議員が、議長の職務を行うものとする。

※解説は省略

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【解説】

本状では、委任について規定しています。

具体的には、東浦町議会議員の政治倫理に関する条例施行規程により定めています。